

委員会決定(EU) 2018/1927

[参考訳]

2019 年 3 月 18 日
明治大学法学部教授
夏井 高人

Commission Decision (EU) 2018/1927 of 5 December 2018 laying down internal rules concerning the processing of personal data by the European Commission in the field of competition in relation to the provision of information to data subjects and the restriction of certain rights (OJ L 313, 10.12.2018, p.39-44) のテキスト (英語版) に基づき、和訳を試みた。テキストは、下記の Eur-lex の Web サイトから入手した。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018D1927&from=EN>
[2019 年 3 月 15 日確認]

委員会決定(EU) 2018/1927 は、EU の機関及び組織に適用される個人データ保護の基本法令である規則(EU) 2018/1725 の特則の 1 つである。委員会決定(EU) 2018/1927 は、欧州委員会が EU の競争法上の職務を遂行する場合における規則(EU) 2018/1725 に定めるデータ主体に対する情報提供及びデータ主体の権利の制限と関連する細則を定めている。

委員会決定(EU) 2018/1927 は、前文及び条文の 2 つの部分で構成されている。この参考訳においては、委員会決定(EU) 2018/1927 の前文及び条文の全文を訳出した。

この参考訳においては、原則として直訳とした。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意訳とした。

この参考訳は、あくまでも委員会決定(EU) 2018/1927 の私的な和訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるので、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳に訳注はない。脚注は、全て原注である。

(この参考訳を作成するに際し考慮した事項)

後掲規則(EU) 2018/1725 の参考訳の冒頭部分で述べたところと同じである。

(訳出済みの関連法令等及び参考文献)

規則(EU)2018/1725 の参考訳は、法と情報雑誌 4 巻 1 号 1～81 頁にある。規則(EU)2016/679(一般データ保護規則)の参考訳・再訂版は、法と情報雑誌 3 巻 5 号 1～114 頁にある。指令(EU) 2016/680 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 1 号 141～169 頁にある。規則(EC) No 45/2001 の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 111～146 頁にある。

Europol 規則(EU) 2016/794 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 3 号 1～101 頁にある。EPPO 理事会規則(EU) 2017/1939 の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 1 号 1～91 頁にある。OLAF 規則(EU, Euratom) No 883/2013 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 4 号 1～35 頁にある。ENISA 規則(EU) No 526/2013 の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 7 号 263～292 頁にある。NIS 指令(EU) 2016/1148 の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 8 号 120～163 頁にある。NIS 指令の委員会実装規則(EU) 2018/151 の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 5 号 192～198 頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭部分に掲記した参考文献のほか、青柳由香「EU における国家補助規制の正当化原理とその意義の広がり」RIETI Discussion Paper Series 17-J-070 1～32 頁 (2017)を参考にした。

**データ主体に対する情報提供及び一定の制限との関係において
競争分野における欧州委員会による個人データの処理に関する内部規則を定める
2018 年 12 月 5 日の委員会決定(EU) 2018/1927**

欧州委員会は、
欧州連合の機能に関する条約、及び、とりわけ、その第 249 条第 1 項に鑑み、
以下のとおりであるので、この決定を採択する。

- (1) 欧州委員会は、諸条約及び二次法並びにその目的のために採択された国際協定に従い、競争法の執行の目的のための行政調査を実行する。その目的のために、欧州委員会は、関連する欧州連合法によって欧州委員会に与えられた独占禁止、企業結合の監督及び国家補助金制度の分野における（国内活動と関連するものを含む）調査の権限及び執行の権限を行使する。
- (2) 競争の分野における欧州委員会の調査活動及び執行活動は、条約の競争規定に服するが自然人ではない事業者または構成国を対象とする。ただし、競争法上の調査が行われる間、不可避的に、欧州議会及び理事会の規則(EU) 2018/1725¹の第 3 条第 1 項の意味における個人データが、規則(EU) 2018/1725 の第 3 条第 3 項の意味において処理される。欧州委員会は、欧州連合の競争法を執行する行政機関として欧州委員会に割り当てられた職務を満たすために、そのような個人データを処理する必要がある。独占禁止、企業結合の監督及び国家補助金制度の分野における調査並びに競争法の執行は、規則(EU) 2018/1725 の第 25 条第 1 項(c)及び(g)に示す場合における行政権限の行使と関係する監視、調査または規制の権能を構成する。これらの活動は、競争的な域内市場の促進及び保護を行うものであり、それによって、欧州連合及び構成国の重要な経済上の利益及び財政上の利益を防護するものである。
- (3) 独占禁止、企業結合の監督及び国家補助金制度の分野における調査活動及び執行活動の目的のために、欧州委員会は、法人、自然人、構成国及び（国内競争当局、規制組織並びにそれ以外の行政組織及び行政機関のような）それ以外の組織、第三国の競争当局、並びに、国際組織及び国際機関から獲得または受領した個人データを処理する。競争法上の調査活動及び執行活動の間、欧州委員会自身の発意により行動するか、または、受領した入力を基礎として行動するかを問わず、欧州委員会は、（例えば、市場の監視または審査活動の過程における情報源のような）公衆が利用可能な情報源、（例えば、通報者または情報提供者のような）匿名の情報源、または、（例えば、苦情申立人のような）彼らの識別性の保護を要する識別された情報源から獲得または受領した個人データも処理できる。
- (4) 欧州委員会は、同様に、欧州委員会の手続に服する関係者の防御権を防護するため、及び、欧州連合の競争法の効率的かつ効果的な適用を確保するため、その権限の行使のために必要かつ適切なものとして、（例えば、申立手続へのアクセスの過程において）法人または自然人に対し、構成国または第三国の機関及び組織との 2 者協力または多数者協力の過程において、国内競争当局並びにそれ以外の機関及び組織に対し、個人データを移転する。

¹ 欧州連合の機関、組織、事務局及び部局による個人データの処理と関連する自然人の保護、並びに、そのデータの支障のない移動に関する、規則(EC) No 45/2001 及び決定 No 1247/2002/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2018 年 10 月 23 日の規則(EU) 2018/1725 (OJL 295, 21.11.2018, p.39)。規則(EU) 2018/1725 の第 3 条第 3 項の意味における処理は、欧州委員会に対して任意に提供された個人データを欧州委員会が受け取る場合も含める。

- (5) 競争法の分野における調査活動及び執行活動の過程において実行される規則(EU) 2018/1725 の第 3 条第 3 項の意味における個人データ処理活動は、欧州委員会が、正式な手続を開始する前においても行うことができ、調査の実施中を通じて継続され、そして、(例えば、市場または遵守の監視または審査の目的、新たな調査活動、訴訟手続等の開始の必要性の検討の目的のために) 調査の正式な完了の後においても継続することができる。
- (6) 欧州委員会によって処理される個人データは、例えば、識別子のデータ、接触のデータ、職業のデータ、または、調査もしくは手続の対象事項と関連するデータもしくはそれらと関係を生じさせるデータである。個人データは、無権限アクセスまたは知る必要のない者へのデータの移転を防止する安全な物理的及び電子的環境の中で記録保存される。その個人データは、その調査のため、新たな調査活動を開始する必要性を検討するために必要な間、行政手続の間、その後の司法審査手続の間、そして、ファイルの最終的な終了を伴う行政上の保持期間の間、その調査を担当する欧州委員会の部署の中で保持される。保持期間が経過すると、個人データを含むその案件と関連する情報は、欧州委員会の履歴アーカイブに移動される¹。
- (7) その職務を遂行する間、欧州委員会は、欧州連合基本権憲章の第 8 条第 1 項及び欧州連合の機能に関する条約の第 16 条第 1 項によって認められた個人データの処理と関連する自然人の権利を尊重することを義務付けられる。それと同時に、欧州委員会は、競争法の執行について職責を負い、その職責は、欧州委員会に対し、機密保持及び職業上の秘密の規定²を尊重し、並びに、調査に服する者の防御の権利及びその識別性の保護を要する個人の権利を遵守しつつ³、適時の態様で調査を実施することを要求する。
- (8) 一定の状況下において、規則(EU) 2018/1725 によるデータ主体の権利は、調査活動及び執行活動との間で、並びに、他のデータ主体の基本的な権利及び自由の全面的な尊重との間で、調整する必要がある。その点に関し、規則(EU) 2018/1725 の第 25 条は、欧州委員会が、第 14 条ないし第 22 条及び第 35 条の適用を制限し、並びに、同規則の第 14 条ないし第 22 条に定める権利及び義務と対応する同規則の条項の範囲内において、第 4 条の適用を制限できることを定めている。
- (9) この内部規則は、データ主体の権利の行使により、調査活動または執行活動が危険に晒され得る場合においては、欧州委員会自身の発意により行動するか、または、受領した入力为基础として行動するかを問わず、独占禁止、企業結合の監督及び国家補助金制度の分野における欧州委員会の調査権限の遂行において、並びに、執行活動及び関連する業務遂行活動において、欧州委員会によって実施される全ての処理業務に適用されなければならない。これら

¹ 欧州委員会内におけるファイルの保持は、共通保持リストである法定文書(最新版は SEC (2012) 713)によって、欧州委員会の異なる種類のファイルの保持期間を定める保持スケジュールの方式により、規律される。

² とりわけ、条約の第 339 条、並びに、その改訂された書式において規則(EC) No 794/2004 に別添の国家補助金制度通知書式の中で機密情報に関する宣言を要求する規則(EC) No 1/2003 の第 28 条; EC 条約の第 81 条及び第 82 条による欧州委員会による手続の実施に関する 2004 年 4 月 7 日の委員会規則(EC) No 773/2004 (OJ L 123, 27.4.2004, p.18); 規則(EC) No 139/2004 の第 17 条及び事業者間の集中の監督に関する理事会規則(EC) No 139/2004 を実装する委員会規則(EC) No 802/2004 (OJ L 133, 30.4.2004, p.1) の第 18 条; 規則(EU) 2015/1589 の第 30 条及び第 31 条参照。

³ 規則(EU) 2018/1725 に基づくデータ主体の権利の実装、及び、同規則に基づくデータ管理者の義務の遵守は、競争法の手続に服する当事者の防御の権利についての欧州委員会の取扱いに対して影響を及ぼさない。それゆえ、競争法上の調査の過程において収集されたファイルにある証拠の完全性及び真正性は、競争法の分野において適用される手続法令を遵守して受領または収集される文書を修正することによって危険に瀕し得るものであってはならない。

の内部規則は、国内競争当局、構成国または第三国の機関及び組織との間の 2 者協力または多数者協力の過程における処理を含め、正式な手続の開始前、調査の実施中、そして、調査の正式な完了後において実施される処理業務にも適用される。

- (10) 規則(EU)2018/1725 の第 14 条、第 15 条及び第 16 条を遵守するため、欧州委員会は、全ての個人に対し、彼らの個人データの処理を含む欧州委員会の活動について、及び、彼らの権利について、透明性があり、かつ、一貫性のある態様で、欧州委員会の Web サイト上においてデータ保護の告示を公表する方法により、情報提供しなければならない。
- (11) 欧州委員会自身の競争法上の調査及び競争法の執行、構成国の競争当局の調査及び手続、調査ツール及び調査手法、並びに、その調査と関連する他者の権利を防護するため、欧州委員会は、規則(EU)2018/1725 の第 14 条第 5 項及び第 16 条第 5 項を妨げることなく、規則(EU)2018/1725 の第 25 条に基づき、データ主体に対する情報の提供及びそれ以外のデータ主体の権利の適用を制限できる。
- (12) 加えて、効果的な協力を維持するため、欧州委員会が、欧州連合の他の機関、組織、事務局及び部局の処理業務、または、構成国の処理業務を保護するためにデータ主体の権利の適用を制限する必要性があり得る。この点に関し、欧州委員会は、制限を加えるための適切な根拠に関し、並びに、その制限の必要性及び比例性に関し、それらの部署、機関、組織、事務局、部局及び構成国と協議しなければならない。
- (13) 欧州委員会は、それらの第三国または国際組織と協力するため、そして、欧州連合の一般的な公共の利益の重要な目的を防護するため、第三国または国際機関から受領した個人データとの関係において、データ主体に対する情報の提供及びデータ主体の他の権利の適用を制限しなければならないこともあり得る。ただし、一定の状況下において、データ主体の利益または基本的な権利は、国際協力上の利益に優越することがあり得る。
- (14) それゆえ、欧州委員会は、競争、独占禁止の執行、企業結合の監督及び国家補助金制度の監督の分野における欧州委員会の調査活動及び執行活動の枠組みの中で実施されるデータ処理に適用される必要のあり得る規則(EU)2018/1725 の第 25 条に基づく制限の根拠として、規則(EU)2018/1725 の第 25 条第 1 項(c)、(g)及び(h)に列挙する根拠を指定した。
- (15) 欧州委員会は、全ての制限を透明性のある態様で取扱わなければならないと、かつ、対応する記録システムの中に個々の制限の適用を登録しなければならない。
- (16) 規則(EU)2018/1725 の第 25 条第 8 項により、管理者は、その情報を提供することにより、何らかの意味でその制限の目的が危険に晒されるときは、制限を適用する理由に関する情報のそのデータ主体に対する提供を延期、省略または拒否できる。このことは、とりわけ、規則(EU)2018/1725 の第 16 条及び第 35 条に定める権利の制限の場合にはそうである。規則(EU)2018/1725 の第 16 条及び第 35 条に基づくデータ主体の権利が、その制限の理由が存続する場合に限り制限されることを確保するため、欧州委員会は、定期的に、かつ、関連する調査の終了時点において、その見解を見直さなければならない。
- (17) データ主体の他の権限が制限される場合、管理者は、ケースバイケースで、その制限を連絡することによりその目的が危険に瀕することとなり得る否かを検討しなければならない。その管理者は、欧州委員会の競争政策を実施する部署である。
- (18) 欧州委員会のデータ保護責任者は、この決定の遵守を確保するため、制限の適用について、独立の見直しを実施しなければならない。

- (19) この決定は、規則(EU)2018/1725 の第 25 条の目的のために採択されるものであり、法的安定性を確保するため、同規則と同時に発効させなければならない。
- (20) 欧州データ保護監督官は、協議を受けた。

第 1 条 対象事項及び適用範囲

1. この決定は、競争法の分野における規則(EU) 2018/1725 の第 14 条、第 15 条及び第 16 条に従い、データ主体のデータの処理についてデータ主体に対して情報提供するために欧州委員会が従うべき規則を定める。
この決定は、欧州委員会が、規則(EU) 2018/1725 の第 25 条に従い、同規則の第 4 条、第 14 条ないし第 17 条、第 19 条、第 20 条及び第 35 条の適用を制限できる条件も定める。
2. この決定は、条約の第 101 条ないし第 109 条による欧州委員会の職務を満たすために実施される活動の目的のための、または、その活動との関係における欧州委員会による個人データの処理に適用される。

第 2 条 適用可能な適用除外及び制限

1. 欧州委員会が、規則(EU) 2018/1725 によるデータ主体の権利と関係する欧州委員会の責務を果たす場合、欧州委員会は、同規則に定める適用除外のいずれかが適用されるか否かを判断する。
2. それらの権利及び義務の行使により、欧州委員会の調査ツール及び調査手法が明らかにされることによる場合を含め、欧州委員会の調査活動及び執行活動の目的が危険に晒され得る場合、または、他のデータ主体の権利及び自由に対して負の影響を与え得る場合、欧州委員会は、この決定の第 3 条ないし第 7 条により、規則(EU) 2018/1725 の第 14 条ないし第 17 条、第 19 条、第 20 条及び第 35 条の適用を制限し、並びに、規則(EU) 2018/1725 の第 14 条ないし第 17 条、第 19 条、第 20 条及び第 35 条に定める権利及び義務と対応する同規則の条項の範囲内において、同規則の第 4 条第 1 項(a)に定める透明性の原則の適用を制限できる。
3. 以下の状況下にある場合、欧州委員会は、第 3 条ないし第 7 条により、欧州連合の他の機関、組織、部局及び事務局、構成国もしくは第三国の職務権限を有する機関から、または、国際機関から得た個人データとの関係において、本条第 2 項に示す権利及び義務を制限できる：
 - (a) 規則(EU) 2018/1725 の第 25 条に定める別の法令に基づき、または、同規則の第 IX 章に従い、または、欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/794¹に従い、または、理事会規則(EU) 2017/1939²に従い、それらの権利及び義務の行使が欧州連合の他の機関、組織、部局及び事務局によって制限され得る場合；
 - (b) 欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/679³の第 23 条に示す法令を根拠として、または、欧州議会及び理事会の指令(EU) 2016/680⁴の第 13 条第 3 項、第 15 条第 3 項または第 16 条

¹ 欧州連合法執行協力局(Europol)に関する、並びに、理事会決定 2009/371/JHA、理事会決定 2009/934/JHA、理事会決定 2009/935/JHA、理事会決定 2009/936/JHA 及び理事会決定 2009/968/JHA を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 5 月 11 日の規則(EU) 2016/794 (OJL 135, 24.5.2016, p.53)

² 欧州検事局(「EPPO」)の設置に関する拡大された協力を実装する 2017 年 10 月 12 日の理事会規則(EU) 2017/1939 (OJL 283, 31.10.2017, p.1)

³ 個人データの処理と関連する自然人の保護及びそのデータの支障のない移動に関する、並びに、指令 95/46/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則(EU) 2016/679 (一般データ保護規則) (OJL 119, 4.5.2016, p.1)

⁴ 犯罪行為の防止、捜査、検知もしくは訴追または刑罰の執行の目的のための職務権限を有する機関による個人データの処理と関連する自然人の保護、並びに、そのデータの支障のない移動に関する、並びに、理事会枠組み決定

第 3 項を国内法化する国内措置に基づき、それらの権利及び義務の行使が構成国の職務権限を有する機関によって制限され得る場合；

- (c) それらの権利及び義務の行使が、競争法上の調査の実施または競争法上の決定の執行における第三国または国際機関との間の欧州委員会の協力を危険に晒し得る場合。

制限の適用がそれら各号の法令のいずれかによって定められていることが欧州委員会にとって明白である場合を除き、第 1 副項の(a)及び(b)に示す状況下における制限を適用する前に、欧州委員会は、関連する欧州連合の機関、組織、部局、事務局、または、構成国の職務権限を有する機関と協議する。

第三国または国際機関との間で協力する欧州委員会の利益よりもデータ主体の利益または基本的な権利及び自由が優越する場合、本項第 1 副項の(c)は、これを適用してはならない。

第 3 条 データ主体に対する情報の提供

1. 欧州委員会は、全てのデータ主体に対し、彼らの個人データの処理を含む欧州委員会の活動について、欧州委員会の Web サイト上においてデータ保護の告示を公表する。
2. 規則(EU) 2018/1725 の第 14 条第 5 項及び第 16 条第 5 項を妨げることなく、(関連する業務遂行活動を含め) 競争法上の調査または執行の目的のためにそのデータが処理されるデータ主体に対する情報提供の全部または一部を欧州委員会が制限する場合、欧州委員会は、この決定の第 6 条に従い、制限の理由を記録し、登録する。

第 4 条 データ主体によるアクセスの権利、削除の権利及び処理の制限の権利

1. 規則(EU) 2018/1725 の第 17 条、第 19 条及び第 20 条にそれぞれ示すデータ主体によるデータへのアクセスの権利、削除の権利、または、処理の制限の権利の全部または一部を欧州委員会が制限する場合、欧州委員会は、関係するデータ主体に対し、アクセス、削除または処理の制限の要求に対する回答の中において、制限が適用されたこと、及び、その制限の主たる理由、並びに、欧州データ保護監督官に異議を申し立てることができること、または、欧州連合の司法裁判所において司法救済を求めることができることを通知する。
2. 第 1 項に示す制限の理由に関する情報の提供は、その制限の目的を損ない得る範囲内において、省略され得る。
3. 欧州委員会は、第 6 条に従い、その制限の理由を記録し、登録する。
4. アクセスの権利の全部または一部が制限される場合、そのデータ主体は、規則(EU) 2018/1725 の第 25 条第 6 項、第 7 項及び第 8 項に従い、欧州データ保護監督官の仲介を介して、彼または彼女のアクセスの権利を行使できる。

第 5 条 データ主体に対する個人データ侵害の連絡

規則(EU) 2018/1725 の第 35 条に示すデータ主体に対する個人データの侵害の連絡を欧州委

員会が制限する場合、欧州委員会は、この決定の第 6 条に従い、その制限の理由を記録し、登録する。

第 6 条 制限の記録及び登録

1. 欧州委員会は、その制限の必要性及び比例性の評価を含め、この決定により適用された制限の理由を記録する。
2. その目的のために、記録は、その権利の行使が欧州委員会の調査活動及び執行活動の目的または第 2 条第 2 項もしくは第 3 項により適用される制限の目的をどのように危険に晒し得るか、または、他のデータ主体の権利及び自由に対してどのように負の影響を与え得るかを示す。
3. その記録、及び、該当するときは、基礎となる事実の要素及び法律上の要素を含む文書は、登録される。それらの記録及び文書は、要請に応じて、欧州データ保護監督官が利用できるようにされる。

第 7 条 制限の期間

1. この決定の第 3 条、第 4 条及び第 5 条に示す制限は、それらの制限を正当化する理由が適用可能なままである限り、適用され続ける。
2. この決定の第 3 条または第 5 条に示す制限の理由が適用されなくなったときは、欧州委員会は、その制限を解除し、かつ、そのデータ主体に対し、その制限の主たる理由を提供する。それと同時に、欧州委員会は、そのデータ主体に対し、いつでも、欧州データ保護監督官に異議を申し立てることができること、または、欧州連合の司法裁判所において司法救済を求めることができることを通知する。
3. 欧州委員会は、毎年、及び、関連する調査が終了した時に、第 3 条及び第 5 条に示す制限の適用を見直す。

第 8 条 データ保護責任者による見直し

1. この決定に従ってデータ主体の権利が制限される場合、データ保護責任者は、不適切な遅滞なく、その通知を受ける。要請に基づき、そのデータ保護責任者は、基礎となる事実の要素及び法律上の要素を含む記録及び全ての文書へのアクセスの提供を受ける。
2. 欧州委員会のデータ保護責任者は、制限の見直しを要求できる。そのデータ保護責任者は、要求した見直しの結果に関し、情報提供を受ける。

第 9 条 発効

この決定は、EU 官報上で公示された日に発効する。

ブリュッセルにおいて 2018 年 12 月 5 日に行われた。

欧州委員会として
議長 Jean-Claude Juncker